

令和3年12月23日

飯山市長 足立 正則 様

差別のない明るい飯山市を築く審議会
会 長 常盤井 智行

差別のない明るい飯山市を実現するための方法について（答申）

令和3年11月15日付け教人第18号で諮問がありました「差別のない明るい飯山市を実現するための方法」について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果、当該「差別のない明るい飯山市を築く条例」について、この程結論を得るに至りましたので、別添のとおり答申します。

貴職におかれましては、本答申を尊重し、差別のない明るい飯山市を実現するための取組が一層推進されることを要望します。

差別のない明るい飯山市を実現するための方法について

(提 言)

令和3年12月23日

差別のない明るい飯山市を築く審議会

目 次

1 提言にあたって

2 差別のない明るい飯山市を築く条例の一部改正について

(1) 改正の内容

3 参考資料

(1) 差別のない明るい飯山市を築く審議会 検討結果

(2) 差別のない明るい飯山市を築く審議会 委員名簿

1 提言にあたって

平成9年6月、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、差別のない明るい飯山市を築くことを目指し、「差別のない明るい飯山市を築く条例」が制定されました。

国においては、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、差別の解消に向けた社会の意識は高まってきているといえます。

しかしながら、それにも増して、人権を取り巻く環境の変化は大きく、SNS等の普及に伴い、インターネット上の誹謗中傷が顕在化するなど新たな人権に関する課題が生じています。また、昨今においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷となりうる表現の書き込みが、後を絶ちません。

本審議会では、令和3年11月に飯山市長より「差別のない明るい飯山市を実現するため方法について」の諮問を受け、「差別のない明るい飯山市を築く条例」が、あらゆる差別や偏見を対象とし、それらの解消を推進する取組には、人権教育や人権啓発により人権意識を高めていくことをより一層明確にする必要があると考えます。

この提言の趣旨が十分活かされた「差別のない明るい飯山市を築く条例の一部を改正する条例」が制定され、今後の飯山市の人権施策が推進されることを強く期待します。

令和3年12月23日

差別のない明るい飯山市を築く審議会
会 長 常盤井 智行

2 差別のない明るい飯山市を築く条例の一部改正について

(1) 改正の内容

次の事項を盛り込むことを提言します。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権３法（差別解消３法）に代表される様々な差別が、今なお存在することを明確にするために、人権３法（差別解消３法）を明記すること。
- ・人権問題の早期解決を図るため、あらゆる人権問題に関する相談に的確に対応するための相談体制を充実させること

3 参考資料

(1) 差別のない明るい飯山市を築く審議会 検討経過

	開催日	議 題
第1回	令和3年11月15日	・ 審議会のスケジュール等について ・ 人権課題に関する状況について 〈市民意識調査結果及び現状の取組み〉 〈国、近隣市町村の状況〉
第2回	令和3年12月13日	・ 差別のない明るい飯山市を築く条例の改正案について ・ 答申案について

(2) 差別のない明るい飯山市を築く審議会 委員名簿

職 名	氏 名	役 職
会 長	常 盤 井 智 行	飯山市人権同和男女共同参画地域推進員会長
副会長	丸 山 信 一	飯山人権擁護委員協議会長
委 員	中 原 則 雄	飯山市区長会協議会長
委 員	山 室 茂 孝	飯山市民生児童委員協議会長
委 員	北 川 清 吾	飯山市身体障害者福祉協会长
委 員	小 池 一 嘉	飯山市PTA連合会長
委 員	高 澤 勇 一	飯山市子ども会育成連絡協議会長
委 員	小 林 啓 二	北信地区労働組合会議事務局長
委 員	坂 東 峯 一	飯山市企業人権教育推進協議会長
委 員	小 橋 久 男	部落解放同盟飯山市協議会長
委 員	青 木 修	飯山市校長会長（城北中学校長）
委 員	小 林 芳 裕	飯山市公民館長
委 員	手 塚 元 彦	飯山市老人クラブ連合会長

（順不同 敬省略）